

仕 様 書

1 件名

ふるさと鹿屋 PR 業務委託

2 目的

鹿屋市の認知度向上及び地場製品のブランディングを目的としたシティプロモーションにおいて、本市の PR キャラクターである「かのやカンパチロウ」を広告塔とした動画制作等のメディアの作成、「サンシャイン池崎」氏を起用したプロモーションを実施するほか、既存の動画や広告物を活用して本市の情報を拡散することにより、本市の魅力を広く発信し、認知度向上及び地場製品のブランディングを図る。

また、本事業を通じて、市外における本市への興味・関心を高め、本市が広く話題となることで、市民が抱く地域への誇り・愛着（シビックプライド）の醸成を図る。

3 契約期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

4 提案上限額

25,000,000 円（税込）

※サンシャイン池崎氏の出演及び広告物使用に関する包括的な費用を含む。

5 ターゲット

首都圏・関西圏在住の関係人口となり得る世代（30～50 代）

6 業務内容

（1）「かのやカンパチロウ」を起用したプロモーション活動

「かのやカンパチロウ」を主たるプロモーションアイコンとして活用し、本市の魅力を新たな切り口で伝えるプロモーションとなるよう、本市ならではの魅力や資源を掛け合わせ、効果的なプロモーション施策を企画・実施すること。

① 提案事項

ア 戦略設計

- ・現状分析
- ・コンセプト設計

イ プロモーション施策

- ・鹿屋市の認知度向上及び地場製品のブランディングにつながる施策
- ・首都圏、関西圏への効果的な情報発信施策
- ・メディアや SNS 等で自発的な情報拡散が期待できる話題性のある施策

ウ 効果測定

- ・KPI 設定
- ・効果検証方法
- ・波及効果に向けた提案
- ・次年度以降につながる改善提案

② プロモーション手法

ア 動画制作

- a. 鹿屋市の鰻と和牛を中心とする「食」の魅力を全国へ訴求し、共感を得るための動画とする。
- b. 「かのやカンパチロウ」の特徴であるキレのあるダンスや独自のキャラクター性を活かし、インパクトがあり、視聴者の記憶に残るものとする。
- c. ショート動画：20 秒程度の動画を 3 本以上
- d. 動画は、特設 Web ページ（LP）にリンクさせること。
- e. 受託者は、観光 P R 課と協議の上、出演者、協力者等に関する交渉を行い、旅費、謝礼等を支払う必要がある場合は契約金額の範囲で行うこと。
- f. 受託者は、出演者、協力者等の肖像権、及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、動画を配信することの同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は契約金額の範囲で行うこと。
- g. 観光 P R 課と日程を調整の上、取材先の現地下見や打ち合わせ及びロケを行うこと。
- h. 画面比率は 9 : 16、画質のクオリティはハイビジョンとする。
- i. 提案は絵コンテ又は企画内容が伝わる媒体を使用して行うこと。

イ 広告掲載

a. 広告媒体

- ・利用者の興味・関心に応じて、YouTube 広告、SNS 広告（Instagram、TikTok 等）、デジタルサイネージ、Web 画面上に表示されるバナー広告（ディスプレイ広告）、本市の返礼品ページを閲覧したことのある媒体への追跡広告（リターゲティング広告）等に掲載する。
- ・短時間で効果的に訴求できる構成とし、多くの人の目に触れ、認知拡大につながる内容を提案すること。

※広告媒体において新規アカウントを取得した場合は、広告アカウント ID とパスワードを開示すること。

※配信時間帯についても、予算内でターゲットに訴求できる効果的な時間帯を提案すること。

b. 広告配信地域（日本国内のみ）

- ・首都圏、関西圏を中心に行う。
- ・地域指定が可能な場合は、関東 1 都 3 県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）、関西 2 府 1 県（大阪府、京都府、兵庫県）、福岡県、鹿児島県の中から契約金額の範囲内でターゲットに訴求できる地域を指定すること。

c. 表示回数

本業務委託の契約金額の範囲内で、効果的な表示回数を提案すること。

※その他の実施手法については限定しないものとし、受託者はプロモーション内容、情報発信手法、広告媒体、デジタルコンテンツ等を組み合わせ、最も効果的と考える企画を提案すること。

③ プロモーション活動の実施時期

令和 8 年 12 月～令和 9 年 3 月

④ その他

業務実施に当たりSNSを活用する場合は、本市が現在利用している「Youtube」「Google」「X」「TikTok」「Instagram」「Facebook」「LINE@」のアカウントも活用できること。

(2) 「サンシャイン池崎」氏を起用したプロモーション活動

「サンシャイン池崎」氏を起用したプロモーション活動の実施について企画・運営を行うこと。

① プロモーション手法

以下、ア～ウについては、本業務の目的達成のために鹿屋市が考えた手法である。これ以外であっても、本業務の目的達成のために、効果的な手法、媒体等がある場合は、積極的に提案すること。

ア 動画制作

イ イベントの実施

ウ ポスター制作

② プロモーション内容

提案に当たっては、以下の事項を踏まえること。

ア ターゲットに対し、鹿屋市の認知度向上が期待できる内容であること。

イ 鹿屋市の鰻と和牛を中心とする地場産品の魅力やブランド価値の向上につながる内容であること。

ウ サンシャイン池崎氏の知名度やキャラクターを効果的に活用すること。

エ メディアの取材誘致や露出につなげるなど、SNSやメディア等で効果的に話題が拡散されるような情報発信が期待できる内容であること。

オ プロモーションを閲覧・視聴した者の行動変容（特産品購入意欲の向上、ふるさと納税への契機、観光意欲の向上、SNSフォロー等）につながる工夫を行うこと。

③ プロモーション活動の実施時期

令和8年12月～令和9年3月

④ 広告塔のキャスティング

「サンシャイン池崎」氏の起用に伴う所属事務所との契約、契約金額の範囲内での出演料の支払い及び撮影等に係る一切の連絡調整を行うこと。

なお、(1) 及び (2) の業務については、本業務の目的達成に効果的であると考えられる場合は、「かのやカンパチロウ」と「サンシャイン池崎」氏を組み合わせた一体的なプロモーション企画として提案・実施することを可能とする。

(3) 既存資産を活用した情報拡散

過去5年間で制作した、「サンシャイン池崎」氏を起用した動画、ポスター、その他の成果物を活用して、本市の魅力を発信・情報拡散するものとする。

なお、具体的な活用方法については、事業者から提案を求めるものとする。

※過去に本市が制作した「サンシャイン池崎」氏を起用した既存資産について、本業務における二次利用及び情報発信に活用できるよう、必要に応じて出演者等の権利処理（パブリシティ権その他必要な権利を含む。）を行うこと。

(4) 効果測定

(1) ～ (3) の業務の実施に当たっては、事業効果を適切に検証できる効果測定手法を提案するとともに、業務成果を評価するための具体的な数値目標（KPI）を設定すること。

また、本プロモーションを通じて本市に関心を持った層（潜在的ファン）を、既存のデジタルプラットフォームや公式Eコマース、観光情報サイト等へ円滑に誘導するWeb上の動線設計を行うこと。

(5) 特設Webサイト（LP）の管理、改修作業（動画格納など）

特設Webサイト（LP）の運用管理を行うとともに、制作した動画等のコンテンツ掲載及び効果的な情報発信に必要なページの改修及び更新作業を行うこと。

(6) 首都圏・関西圏での鹿屋市の認知度調査の実施

首都圏及び関西圏を対象に、鹿屋市の認知度等を把握する調査を実施し、その結果を分析のうえ、報告書として取りまとめること。

7 成果品

- ① 映像等の制作コンテンツ
- ② 業務報告書（効果測定含む）
- ③ 上記報告書のデーター式
- ④ その他、本市が必要と認めた成果品

8 実施時期と業務報告

(1) 「かのやカンパチロウ」を起用したプロモーション活動

令和8年12月～令和9年3月

(2) 「サンシャイン池崎」氏を起用したプロモーション活動

令和8年12月～令和9年3月

(3) 既存資産を活用した情報拡散

令和8年12月～令和9年3月

(4) 業務報告

- ① 効果測定及び結果等報告：令和9年3月（令和9年2月末までの実績）
- ② 業務報告書の提出：令和9年3月31日（水）

9 その他

- ① 動画や広告等にふるさと納税の文字を明記しないこと。
- ② 業務遂行上、必要な資料の収集は原則として受託者が行うものとする。ただし、委託者は必要に応じて所有する資料を受託者に貸与するものとする。なお、資料の貸与に関しては、受託者は貸与簿を作成し、適正な管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却又は廃棄するものとする。
- ③ 本業務に係る関係機関との調整は、原則として受託者が行うものとする。ただし、市内関係者との調整については、委託者の協力のもと行うこととする。
- ④ 委託業務期間及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ⑤ 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の

責任に任ずるものとする。

- ⑥ 掲載内容、媒体については、委託者と十分な協議を行なうこと。また、定期的な打合せについては、月 1 回以上実施することとし、進捗状況を報告すること。
- ⑦ 受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、委託者に提出し承諾を得ること。
- ⑧ 本仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定すること。